

1994, 5

No. 4

ニューズレター

日本霊長類学会・霊長類保護委員会

* * * * *

目 次

屋久島西部林道について	2
下北半島のタイワンザルに関する青森県への要望について	3
国連環境計画事務局長による公開講演会に出席して	5
嵐山の休猟区解除問題について	6
自由集会のご案内「ニホンザルの保護と利用」	7
「ニホンザルの現況」研究会からの報告	7
「野生ニホンザル保護管理研究関係者名簿」作成協力依頼	8
上野動物園に「ゴリラの住む森」がオープン	9
霊長類保護委員会からのお知らせ	11

屋久島西部林道問題について

霊長類保護委員会

1993年12月9日に、屋久島は世界遺産条約の世界自然遺産として正式に登録されました。コロンビア、カルタヘナで開かれていた、第17回世界遺産委員会で、日本については、自然遺産として屋久島と白神山地、文化遺産として法隆寺と姫路城が決定しました。

鹿児島県は西部地域の県道改修工事について、当初は昨年度中に環境庁の審議会で事業認定を受ける考えのようでしたが、昨年度は事業認定申請を環境庁に対して行いませんでした。一方、上屋久町議会内には、西部地区県道整備対策特別委員会が設置され、この問題について集中的に議論する場が設けられました。特別委員会のメンバーが、12月8日に東京において、登録決定のタイミングに合わせて、環境庁と建設省に以下のような要望を行いました。環境庁長官には、直接面会し要望を伝えたとのことでした。

「共生と循環、自然と人間の共生という文明論的テーマをもって、屋久島の新しい歩みが始まろうとしています。また、当該地域は世界遺産条約の登録区域でもあります。この様な状況と将来への屋久島を見据え、世界的に誇れる道づくりをすすめていただきたい。」

「当該地域道路整備につきましては、国立公園第一種特別地域の本質を見失うことなく、しかも、共生と循環の理想に基づく個性的で豊かな島づくりをするために、この地域の特性や役割など、将来を十分見据えた道路の整備と空間の保全という視点から、誤りのない検討をしていただきたい」

「この区域の道路整備について、地元上屋久町・上屋久町議会と実質的な検討の場を持っていただきたい」

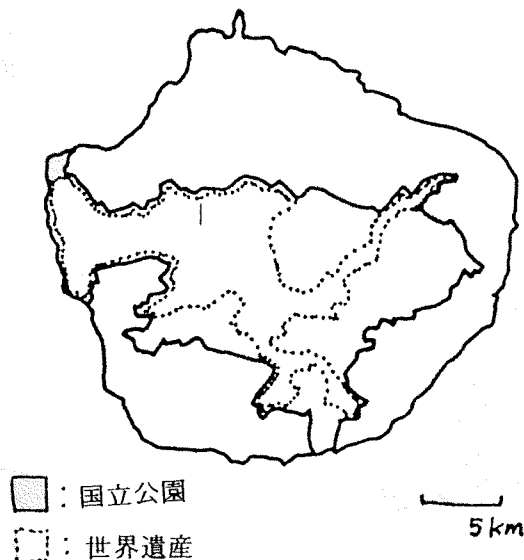


図. 屋久島。

昨年度には、Japan Primate Newsletter, Conservation Committee, Primate Society of Japan (英文) を発刊し始めました。このなかでも、屋久島西部地域の県道問題についての学会取り組みを取り上げましたし、Asian Primates, A Newsletter of IUCN/SSC Primate Specialist Group Vol. 1.3: (1, 2) でも同様の趣旨が記事として掲載されています。また、海外の研究者から関係機関に、この問題についての意見が多数表明されています。日本を訪れた、霊長類学者ばかりでなく、多くの人々からも支援を頂いております。

今までも繰り返し学会として主張してきたように、「屋久島西部域にこれ以上の人為介入をすべきではない」がこの問題に取り組む

基本姿勢です。今後とも、屋久島の人々と連携しながら、伊谷会長を中心として、理事会、霊長類保護委員会ともども、努力していきます。今大切なのは、屋久島における自然保護の基本理念や全体計画のなかでこの問題を考え、世界遺産にふさわしい理想を追求すべきだと考えています。

生物の多様性を維持していくことは、緊急で重要な目標になっており、日本も、世界遺産条約と生物多様性条約に加わりました。また、昨年末には、環境基本法が制定されました。生態系の多様性の確保や野生動物種の保存、あるいは、人と自然の豊かな触れ合いなどが政策の指針とされ、そのための環境計画を作り、国と地方公共団体とは協力し、国が財政的措置も行うなどが定められています。西部地区の県道問題は、県と町だけでなく、国や国際的な視点から考えていかなければなりません。霊長類学会としては、県に対する要望書にのっとり、国に対してさらに強く働きかけていく方針です。

* * * * *

下北半島のタイワンザルに関する 青森県への要望について

松林清明（京都大学・霊長類研究所）

この問題については、保護委員会のニューズレターでも再三取り上げてきたが、第9回日本霊長類学会（1993年）が仙台で開催されたのを機会に、学会の要望として青森県に直接働きかけを行うことになった。要望の内容は日本霊長類学会の総会で採択されたアピールと同主旨であるが、具体的には以下のようなものである。

1. 青森県に存する貴重な生物的特性へ脅威を与える外来動植物種の飼育管理について、強制力をともし行政指導を行いうる条例などの整備を行うこと。
2. 現在の飼養者の管理能力に問題があることは、長期間にわたってタイワンザルが流出し続けてきたことから明かであり、行政の責任において、タイワンザルを適切な飼育施設に移転する可能性を検討すること。
3. 差し当たり飼養者に対して、タイワンザルが飼養地から流出しないよう管理施設を整備し、飼育管理記録を公開するよう強力に指導すること。
4. 飼養地におけるタイワンザルの生息管理状況と個体情報の収集を行うこと。
5. 青森県に生息するニホンザルの現況を把握し、とくに、下北半島に生息するニホンザルについて交雑の有無を確かめる調査と個体情報の収集を行うこと。

日本霊長類学会からは大会終了後に伊谷会長を始め、保護理事の松林、保護幹事の後藤が赴くことになったが、事前の打ち合わせの時から青森県の担当課（環境衛生部生活衛生課）の態度は消極的なものであった。こちらからは、屋久島西部林道問題での鹿児島県との交渉の経験も踏まえて、副知事クラスの応対を要求したが、県議会開催中であるとの理由で環境衛生部長が出てくるということにな

った。それが、日時が迫るにつれて更に二転、三転し、生活衛生課長、課長補佐という話になり、当日行ってみると、直接対応したのは、課長事務取扱いの参事であった。地方公務員の役職の序列などはどうしてもよい事ではあるが、県としてはなるべく小さな扱いをしようと苦心した形跡がうかがわれる。

折角青森へ行くのなら下北のタイワンザルの飼育地附近を実際に見ておきたいということになって、会員である下北野生々物研究所の森治氏にご案内をお願いし、快諾頂いた。6月27日、大会日程終了後に鉄道で青森へ向かい、翌28日午前中に、タイワンザルの旧飼育地であるむつ湾観光牧場跡地附近と、現飼育地である日月山牧場附近を車で見て回った。午後、森氏に同道願って、県庁を訪ね、生活衛生課へ行ったが、会議室等へ案内されることもなく、新聞記者やTV局の取材でゴった返す中、課内の一隅の机をはさんで、文書と口頭で要望を行った。

青森県側の姿勢は全く消極的なもので、現状で特に問題は生じていないこと、タイワンザルの飼主だけを対象とするような条例は作る意図はないこと等を繰り返し主張するのみであった。我々は、学会の総意としての要望に対し、後日明確な回答をするよう要求して生活衛生課を後にし、関連する自然保護課と教育庁文化課を訪ねた。事前の連絡を取っていなかったにも拘らず、これらの課では課長が応対し、話を聞いてくれた。しかしながら、当のタイワンザル群は、持主がいる飼育動物であり、担当は生活衛生課なので、他の課から干渉がましいことはできないという立場であった。条例を作る運びになったら、これらの課でもできるだけのバックアップはしたいとの意志は示されたが、タテ割り行政の現状を見た思いがした。学会からのこの要望は地元の新聞・TVでニュースとしてとり上げられていたが、煮え切らない県の態度を批判する調子が強いように見受けられた。一例として1993年7月の東奥日報の読者投書欄に、学会の要望を支持し、県当局の消極的態度を批難する意見が載せられている。さて上述のように、青森県としての回答を出してくれるように伝えておいたのであったが、いつまで待っても連絡がないので、7月後半に至って、生活衛生課の担当者宛に手紙で7月末までの回答を促した。ところが8月に入っても音沙汰がないため、8月3日に電話して、県の対応を聞いた。その結果、以下のような主旨の話を口頭で得た。この文章については、ファクスで担当者にとって確認を取ったものである。

ザル問題についての要望(93.6.28)に関する青森県の反応。
からの電話での問い合わせに対する環境保健部生活衛生班長。
の返答(1993.8.3)

「先般の学会からの要望は、要望ということなので、県として文書で回答することは考えていない。県の考え方は、当日応対した参事が申し上げたとおりである。すなわち、むつ市のタイワンザルの現状は、飼い主の雇った管理人が常駐して、飼育区域外への脱出を防ぐ努力をしている。生活衛生課は、脱出タイワンザルが出たらすぐに捕獲する緊急対応を行うことにしており、飼い主も、捕獲されたサルは群へは戻していない。青森県は、特定の動物種に限定することなく、動管法の精神に沿った対策(条例制定も含めて)を考えてゆくつもりである。すでに制定されている他県の例も参考にしながら、青森県にはどういうものがなじむのか、検討課題としたい。」

これで分るように、県は将来の検討課題としているに過ぎず、何ひとつ積極的

な姿勢を示していない。この事情の背景については、ニューズレターNo. 2のタイワンザル特集を参照して頂きたいが、少なくとも当面は、県によって今以上の対策が取られることは期待できない。要望に関するレポートの概略は以上である。1992年夏以降、確実なタイワンザルの目撃情報はないが、この問題については、引き続いての注目が必要であろう。

* * * * *

国連環境計画事務局長による公開講演会に出席して

中川尚史（シオン短期大学）

D. スプレイグ（京都大学アフリカ地域研究センター）

1993年7月16日に、渋谷の国連大学本部にて、国連大学公開フォーラムの一環として、エリザベス・ダズウエル国連環境計画（UNEP）事務局長による講演が行われ、私たちは日本霊長類学会の名で出席の機会を得た。1993年1月に事務局長のポストに就任した女史は、「地球サミット後の国連環境計画」という演題で話されたが、いわば就任演説といった内容であった。講演後のフロアからの質疑に対する女史の答えも含めて、講演で強調された事項について、私たちなりにまとめてみた。

現在、地球環境を考える上でのキーワードとして今や定着した「持続可能な開発」の考え方に則り、環境と開発を統合していかなければならない。その中で国連環境計画の果たすべき役割は次の3つだという。一つ目は、環境の状況を常に把握し、対策を練っていくための科学的知識を蓄積する役割を担うこと。その上で、開発を扱う他の組織と連関しながら、環境と開発の統合を目指すのだという。二つ目は、啓蒙活動を通して、「持続可能な開発」についての社会的コンセンサスを得る努力をすること。そして、3つ目として、FAOやユネスコなどの他の組織と協力しながら、公共政策を生み出す触媒的役割を果たしていくこと。また、環境問題は人口や消費の問題と切り放すことができないため、特に、ハビタット（国連人間居住委員会）との協力を密接にしていくなすべきであることを強調されていた。あと、我々に関連の深い「生物多様性条約」についても少し触れられていた。国連環境計画にとって、もっとも中心的課題との認識を持っているようだ。そして、ここでもやはり種を保存するだけでなく、生物資源として持続可能な利用を押し進めていく方針だという。さらに、オゾン層破壊や温暖化などのその他の環境問題と生物資源との関連をつけていくのが国連環境計画の役割だという。

また、これらの活動を合理的に遂行していく上で、事務局も変革が必要であることを強調されていた。活動を行うための資金供与を世銀・地域開発銀行などから積極的に引き出していきたい。ただ、資金はどうしても限られるだろうから、プロジェクトに優先度を設けて効率よく遂行し、成果をあげることを目指す。さらに、組織の能力強化のため、各地域事務所に仕事を委譲し責任を持って遂行してもらうようにするなどである。

このように、女史の講演の基本テーマは、「持続可能な開発」は当然だとして、あと「他の組織との協力」、「優先度」、「地域事務所への責任の委譲」であったように思う。しかしながら、国連環境計画についての私の予備知識が不足しているせいかもしれないが、どれも非常に当たり前のようなものに私には思えてならない。新事務局長がわざわざ多くの人を集めて抱負として語るほど、国連環境計画にとっては、これらはそれほど画期的なものなのだろうか。国際官僚の講演とは、この程度のものだといえ、そうなのかもしれないが、物足りなさを感じたのは私たちだけであろうか。

* * * * *

嵐山の休猟区解除問題について

霊長類保護委員会

昨年（1993年）11月に、嵐山のニホンザルが生息している地域が、休猟区から猟区となった。1987（昭和62年）から6年間この地域は、休猟区になっていたが、昨年解除となった。

簡単にこれまでの経緯を述べると、85年、86年に、イノシシ猟の罠のため、12頭ものサルが次々と被害を受け、死亡したり足首が脱落したりした事件が起こった。そのため、大きな反響が起こり、休猟区となった。休猟区の設定は3年後に見直されるが、陳情を受け、さらに3年間延長された。こうして、6年間の休猟区設定がおこなわれてきた。休猟区が設定されていた時期にも、88年には1頭、89年には4頭、92年には3頭（内2頭は行方不明個体）が、罠による被害を受けてきた。

今回の休猟区の延長について、地元は同意せず、休猟が解除された。この猟期において、昨年12月には右足に罠のかかった群のオトナオス1頭、本年1月には軽傷を負ったコドモ1頭、罠による腕切断と思われるソリタリー1頭が次々と発見された。

嵐山のサルが生息している後背の国有地は禁猟区となっているが、市街地との間でサルの行動域ともなっている地域は、猟区という構造になっている。主にイノシシ罠猟が行われているが、罠猟では、ねらった獲物以外の動物に被害や犠牲が出てしまう。嵐山の地域特有の歴史と問題点もあるので、霊長類保護委員会は、嵐山での研究に関係している学会員と緊密な連絡を取りながら、サルに被害が出ないような具体的な対応を模索しています。資料は、竹ノ下祐二さんからいただいています。

* * * * *

【自由集会のご案内】

「ニホンザルの保護と利用」

主催：霊長類保護委員会

ニホンザルの捕獲統計に見られるように、1985年に急激に増加した年間5千頭捕獲という状況が、すでに1985年から1990年まで続き、まだ、統計として公表されていないが、その後も同じレベルでの捕獲が進行していると考えられます（表1参照）。年間5千頭とすると、1985年から1993年までの8年間で、4万頭ものニホンザルが捕獲されたことになります。この問題にどのように対処するのは、日本霊長類学会の緊急で重大な課題です。

第10回日本霊長類学会（東京大会：上智大学）では、継続してきた、霊長類保護委員会主催の自由集会「ニホンザルの保護と利用」を開催し、今ニホンザルの保護や管理のために何をなすべきか具体的な提案を野外研究の立場から検討します。できるだけ多くの学会員の方々の積極的な参加をお願いします。以下の2つの記事は、それに関連する話題です。

表1. ニホンザルの捕獲統計

年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
捕獲頭数	2658	5073	5668	5803	4770	5971	4988

* * * * *

「ニホンザルの現況」研究会からの報告

— ニホンザルの「保護学」にむけて —

渡邊邦夫（京都大学・霊長類研究所）

1993年度「ニホンザルの現況」研究会はWWFJの後援を受け、1993年8月30、31日と1994年2月5、6日の2度にわたって、京都大学霊長類研究所で開催された。「ニホンザル保護をめぐる近年の諸問題と基本方針の確立をめざして」というタイトルを掲げたこの研究会は、この数年でかなり明らかになってきた、野生ニホンザルをめぐる問題の変遷について一通りのまとめを行い、現状打開のための具体的提言をまとめあげることが目的であり、8月には約70名、2月には約50名が参加して熱のこもった討論を行いました。

話された内容は多岐にわたりますが、最近各地から聞かれるニホンザルの分布拡大と猿害問題の実状を中心に、農山村の構造変化やニホンザルの種としての特性、これまでの人とサルの関係などをふまえて、猿害対策を含む保護管理策を模

索する上で、実際にどのような点が考慮されなければならないのか、突っ込んだ話し合いが行われました。その結果は、12項目の「声明」という形でまとめられ、8項目の今後の行動方針も採択されました。その内容はいずれ出版という形で広く世間に訴えようと考えていますが、今回提案されている情報ネットワーク作りもその一環です（これについては、後の記事を参照のこと）。

「自然保護」という問題は、非常に大事なことであるにもかかわらず、これまでなかなか科学としての議論になりませんでした。この研究会で確認されたことの一つは、保護のためには独自の理論と調査遂行上の方法論が必要であるということです。この研究会が、今後ニホンザルの「保護学」を担っていけるように、さらに努力したいと考えています。

* * * * *

「野生ニホンザル保護管理研究関係者名簿」作成協力依頼

「ニホンザルの現況」研究会・情報ネットワークプロジェクト

「ニホンザルの現況」研究会は、1974年以来11回にわたって野生ニホンザルのおかれている現状や、猿害問題の検討を重ねてきました。その結果、ニホンザルの保護や猿害の解決のために、研究会として何らかの行動計画を立案し、実行してゆくことが確認されました。

しかし、そのためには、現在、全国において野生ニホンザルの保護管理にかかわる調査研究を行っている方々同士の連携が必要になってきますが、今の所そのような組織はありません。

そこで、野生ニホンザルの保護管理にかかわる方々の交流を目的とし、名簿づくりを行うことにしました。野生ニホンザルと人間の共存を実現するために、各地で調査けんきゅうされているみなさんのご協力をお願いいたします。主旨に賛同される方は、下記の用紙で登録してください。

なお、この名簿は、登録された方にはもちろんのこと、野生ニホンザルに関わる研究機関、行政、NGOなどに公開する予定です。もし、公開に不都合な項目がありましたら、赤字で囲んだうえでご返送ください。また、日本霊長類学会会員以外の方で、野生ニホンザルの調査研究を行っている方をご存じでしたら、あわせてお知らせいただきたいと思います。

ご不明の点は、下記まで

「ニホンザルの現況」研究会・情報ネットワークプロジェクト 羽山伸一（日本獣医畜産大学 Tel 0422-31-4151, Fax 0422-34-6201）、または、同研究会事務局 渡邊邦夫（京都大学霊長類研究所 Tel 0568-61-2891, Fax 0568-62-2428）まで。登録用紙のご返送は、下記宛に郵送またはFAXをお願いいたします。

東京都武蔵野市境南1-7-1 日本獣医畜産大学
野生動物学教室・羽山伸一 Fax 0422-34-6201

切

5月30日

野生ニホンザル保護管理研究関係者名簿 登録用紙

氏名	連絡住所
所属	連絡先電話番号 連絡先FAX 番号
調査の分野（該当するものを囲んで下さい） 分布、食性、個体群動態、形態、遺伝、猿害、その他（ ）	
観察している地域名（都府県名をいれてください）	
野猿対策協議会などの委員を委嘱されている場合は、その名称と自治体名	
学会員以外で野生ニホンザルを調査されている方をご紹介します	氏名 連絡先

* * * * *

上野動物園に「ゴリラの森」がオープン

黒鳥英俊（上野動物園）

1994年1月29日に3年係で工事を進めていた上野動物園の「ゴリラの住む森」の一部が完成し、一般公開することになりました。この聞き慣れない「ゴリラの住む森」とは絶滅に瀕しているゴリラを自然に近い状態でのびのびと飼育し、かれら本来の群飼育を再現し、飼育技術の向上に努め、繁殖をさせることを目的としたものです。

東京都では現在、都立動物園で21世紀に向けた新しい動物園づくりを行っています。そのために種の保存を目的とする「ブーストック計画」を進め、絶滅に瀕している動物50種を指定し、これらの種の保存に取り組んでいます。霊長類では上野動物園がゴリラを、多摩動物園がオランウータンとチンパンジーを受け持つことになりました。

この地区は、以前、猛獣舎やオオカミ舎や小獣舎など、小型のオリが数多くあったのですが、この約1ヘクタールの所を再整備し、完成後には、ニシローランドゴリラ、スマトラトラ、ドールの3種を中心に飼育することになりました。

新しい施設を紹介しますと、ゴリラ側は整備面積5,500m²、観客と係員がかち合うことのないように地上と地下に分かれた構造になっています。観客はすべて地上からゴリラを見ることになり、観客通路の下は動物の寝室や作業エリアやモニタリングルームになっています。寝室は大部屋、個室、産室など10室あり、その他に人工保育室や調理室などが併設されています。モニタリングルームにはビデオカメラを設置し、いち早く動物の行動がわかるようになっています。屋外の放飼場は起伏のある土の上に草や木が植えられ、より自然に近い状態になっています。今回オープンした第1放飼場(703m²)のほか、第2放飼場(490m²)と非展示用の第3放飼場(45m²)があり、すべてが完成するのはまだ先になります。

上野動物園には今までにオスの「ブルブル」とメスの「タイコ」の2頭しかいませんでしたが、昨年11月までに全国から6頭が共同繁殖(ブリーディングローン)で集まり、オス3頭、メス5頭の計8頭が現在飼育されています(表を参照のこと)。

ほとんどのゴリラがペア飼いや単独飼いで育ち、群れの経験がなく、「リラコ」以外は繁殖経験ありません。昨年より、相性を見て見合いや同居を繰り返し、現在オス、メス間での群れ形成を進めているところです。

今年2月におすのゴリラが死亡し、これで国内には1994年2月現在、19園に44頭(オス23、メス21)のニシローランドゴリラしか飼育されていません。繁殖も難しく、さらに高齢化が進んでいるだけに、なんとか共同繁殖により繁殖に成功したいと思っています。上野の山近くにいらしたときには、どうぞ「ゴリラの森」にも足を運んで下さい。

表1 上野動物園のゴリラ

個体名	性	年齢	来園年月日	出自
ブルブル	オス	41	1957年11月17日	上野動物園
タイコ	メス	28	1968年 9月23日	上野動物園
トヨコ	メス	27	1992年12月22日	多摩動物園*
ピーコ	メス	24	1993年 4月18日	広島市安佐動物園
リラコ	メス	27	1993年 7月 4日	別府ケーブルラクテンチ
サルタン	オス	25	1993年10月 5日	多摩動物園
ドラム	オス	17	1993年11月21日	宮崎フェニックス動物園
ローラ	メス	17	1993年10月24日	東武動物園

* 1993年までは上野動物園に滞在。

* * * * *

【霊長類保護委員会からのお知らせ】

英文ニューズレターの発行について

霊長類保護委員会では、日本における霊長類の保護に関する現状をより多くの人に理解してもらうために、英文のニューズレターも発行しております。英文のニューズレターをご要望の方は下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

〒606 京都市左京区吉田下阿達町
京都大学アフリカ研究センター D. スプレイグ
Tel 075-753-7800 Fax 075-753-7810

新しい「絵はがき」と「テレフオンカード」を発売しています！！

新バージョンの「絵はがき」と「テレフオンカード」を発売しています。図柄は、どちらも、木村しゅうじ氏のイラストで、氏のご好意により利用させていただいております。利益は霊長類の保護活動のために活用されます。

絵はがきは4枚組、200円、テレフオンカードは50度数、1000円です。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

〒319-12 茨城県日立市大みか町6-11-1
シオン短期大学 中川尚史
Tel 0294(52)3215 Fax 0294(52)3343



新しい「絵はがき」の図柄です。

第9回日本霊長類学会大会中の自然保護関連物品販売及び寄付金決算報告

第9回日本霊長類学会の開催中に、絵はがきなどの物品販売を行いましたところ、多くの方々のご協力をいただきました。寄付をして下さった方、物品を購入して下さい下さった方、さらに、大会当日に物品販売のお手伝いをして下さった方々に感謝いたします。

物品販売： 合計 200,600円

絵はがき（写真：208セット）、

絵はがき（イラスト：170セット）、

テレフォンカード（イラスト：79枚）、

リュースパール（テナガザル：22冊）

合計 30,400円

* * * * *

霊長類保護委員会メンバー と連絡先

糸魚川直祐	吹田市山田丘1-2 大阪大学人間科学部 TEL 06-877-5111(ex 6340) FAX 06 878 1032
松林清明	犬山市官林 京都大学霊長類研究所 TEL 0568-61-2891 FAX 0568-62-2428
丸橋珠樹	東京都練馬区豊玉上1-26 武蔵大学人文学部 TEL 03-5984-3847 FAX 03-5984-3880
後藤俊二	犬山市官林 京都大学霊長類研究所 TEL 0568-61-2891 FAX 0568-62-2428
中川尚史	茨城県日立市大みか町6-11-1 シオン短期大学 TEL: 0294-52-3215 FAX 0294-52-3343
D. スプレイグ	京都市左京区吉田 京都大学アフリカ研究センター TEL 075-753-7800 FAX 075-753-7810
中道正之	吹田市山田丘1-2 大阪大学人間科学部 TEL 06-877-5111(ex 6342) FAX 06 878 1032 879 8010

—— このニューズレターには再生紙を用いております ——